

3 委員会告示及び選挙長告示

(1) 鳥取県及び鳥根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第1号	立候補予定者説明会の開催	—	6.4付第9107号
第2号	ポスター掲示場にポスターを掲示できる日	法144の2	6.28付第9114号
第3号	ポスター掲示場の区画数	—	
第4号	選挙人名簿登録基準日等	法22、令14	7.4付号外第21号
第5号	選挙長等の選任	法75、令80、81	
第6号	選挙長の執務場所	—	
第7号	選挙事務所の標札等の配色	法131、141、141の2、 164の2、164の5、164 の7	
第8号	選挙運動用ビラ証紙の地模様等	法142	
第9号	政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所	放規13、14	7.4付号外第22号
第10号	選挙運動費用制限額	法194、196、令127	
第11号	選挙会の開催場所及び日時	法78	7.16付第9119号
第12号	当選人の住所及び氏名	法101の3	7.24付号外第29号
第1号 (公表)	選挙運動費用収支報告書の要旨	法192	2.28付第9179号

(2) 鳥取県選挙管理委員会告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第8号	選挙分会長（選挙区の分会長、比例の分会長）等の選任	法75、令80、81	7.4付号外第21号
第9号	選挙分会長の執務場所	—	
第10号	投票用紙の様式	法45、規則5、選規15	
第11号	投票用封筒等に押すべき印	規則8、10、10の5	
第12号	選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所	法169、172、運規58	
第13号	名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	法175、運規66	7.4付号外第22号
第14号	選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数	自治法74 等	
第17号	選挙分会の開催場所及び日時	法78	

(3) 選挙長・選挙分会長告示

告示番号	告示事項	根拠法令	鳥取県公報
第1号	候補者の届出（選挙長）	法86の4	7.4付号外第23号
第1号	選挙立会人のくじを行う場所及び日時（比例分会長）	法76	7.16付号外第25号

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

令和元年執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における立候補届出に関する説明会を次のとおり開催する。

令和元年6月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

日時 令和元年6月4日 午後1時30分

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

区画の数 6

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第4号

令和元年7月21日執行予定の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和元年7月3日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和元年6月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長

鳥取県米子市八幡224-4 相 見 慎

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長職務代理者

鳥取県鳥取市岩倉477-3 森 田 厚 史

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙長の勤務する場所は次のとおりである。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、乗車する者又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

選挙事務所の標札、選挙運動用自動車又は船舶及び拡声機の表示板、個人演説会用立札又は看板の類の表示板、選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色

白地とし、文字は黒色とする。

乗車する者又は乗船する者の腕章の配色

白地とし、文字は赤色とする。

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラの証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

地模様 細紋

地模様の色 黄色

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

日時 令和元年7月4日 午後6時

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県選挙管理委員会

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第10号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、次のとおりである。

令和元年7月4日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

制限額 37,378,800円

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年7月16日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

日時 令和元年7月24日 午後3時30分

場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

合同選管告示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第12号

令和元年7月21日に執行した参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙において当選した者は、次のとおりである。

令和元年7月24日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相 見 慎

住所	氏名
鳥取県米子市西福原八丁目12-64	舞立 昇治

合同選管公表

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会公表第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年2月28日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 37,378,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	黒瀬 信明	所属党派	NHKから国民を守る党	期 間	7月10日から 7月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	黒瀬 信明					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)		人件費	0円	
				家屋費	0円	
				選挙事務所費	0円	
				集会会場費	0円	
				通信費	0円	
				交通費	0円	
				印刷費	0円	
				広告費	13,612円	
				文具費	0円	
				食糧費	0円	
				宿泊費	0円	
				雑費	0円	
その他の寄附	1件	13,612円		今回計	13,612円	
その他の収入		0円		前回計	円	
今回計		13,612円		総 計	13,612円	
前回計		円				
総 計		13,612円				
支出のうち公費負担相当額	項 目		金 額			
	選挙運動用通常葉書の作成		0円			
	ビラの作成		0円			
	ポスターの作成		0円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円			
	政見放送のための録画等		0円			
		計		0円		
報告書受理年月日	令和元年8月5日		第1回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,378,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中林 佳子	所属党派	無所属	期 間	5月27日から 8月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	片寄 直行					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)				人件費 0円		
		(職 業)	(寄附額)	家屋費 640,512円		
日本共産党島根県委員会			889,686円	選挙事務所費 640,512円		
日本共産党鳥取県委員会			567,888円	集会会場費 0円		
長谷川 敏郎		農業	100,000円	通信費 171,563円		
正森 博子		無職	50,000円	交通費 0円		
片寄 直行		政党役員	33,000円	印刷費 1,723,250円		
				広告費 1,169,207円		
				文具費 63,013円		
				食糧費 129,842円		
				休泊費 99,894円		
				雑費 184,848円		
その他の寄附	31件		268,930円	今回計 4,182,129円		
その他の収入			円	前回計 円		
今回計			1,909,504円	総 計 4,182,129円		
前回計			円			
総 計			1,909,504円			
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		286,450円
				ビラの作成		580,000円
				ポスターの作成		856,800円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		214,422円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		173,080円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		161,873円
				政見放送のための録画等		0円
				計		2,272,625円
報告書受理年月日	令和元年8月5日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 37,378,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	中林 佳子	所属党派	無所属	期 間	8月5日から 9月9日まで	第2回分
出納責任者氏名	片寄 直行					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 日本共産党島根県委員会				人件費 0円 家屋費 0円 選挙事務所費 0円 集合会場費 0円 通信費 41,914円 交通費 0円 印刷費 200,006円 広告費 30,000円 文具費 0円 食糧費 0円 宿泊費 0円 雑費 15,943円		
（職 業） （寄附額）						
277,863円						
その他の寄附 1件 10,000円						
その他の収入 0円						
今回計 287,863円				今回計 287,863円		
前回計 1,909,504円				前回計 4,182,129円		
総 計 2,197,367円				総 計 4,469,992円		
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		0円
				ビラの作成		0円
				ポスターの作成		0円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				政見放送のための録画等		0円
				計		0円
報告書受理年月日	令和元年9月13日			第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,378,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	舞立 昇治	所属党派	自由民主党	期 間	6月26日から 8月5日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	須山 裕文					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)				人件費 4,290,114円		
(職 業)				家屋費 605,535円		
(寄附額)				選挙事務所費 560,819円		
自由民主党鳥取県参議院選挙区第一支部 15,000,000円				集合会場費 44,716円		
				通信費 89,280円		
				交通費 169,544円		
				印刷費 2,317,580円		
				広告費 6,001,937円		
				文具費 71,761円		
				食糧費 798,180円		
				休泊費 1,127,162円		
				雑費 1,084,606円		
その他の寄附 件 0円						
その他の収入 2,800,000円						
今回計 17,800,000円				今回計 16,555,699円		
前回計 円				前回計 円		
総 計 17,800,000円				総 計 16,555,699円		
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		320,025円
				ビラの作成		852,600円
				ポスターの作成		1,118,600円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		274,570円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		415,936円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				政見放送のための録画等		3,339,000円
				計		6,320,731円
報告書受理年月日	令和元年8月5日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

37,378,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	舞立 昇治	所属党派	自由民主党	期 間	8月7日から 8月13日まで	第2回分
出納責任者 氏 名	須山 裕文					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)		人件費	0円	
				家屋費	0円	
				選挙事務所費	0円	
				集会会場費	0円	
				通信費	331,992円	
				交通費	0円	
				印刷費	0円	
				広告費	55,792円	
				文具費	0円	
				食糧費	0円	
				宿泊費	0円	
				雑費	0円	
その他の寄附	件		0円			
その他の収入			0円			
今回計			0円	今回計	387,784円	
前回計			17,800,000円	前回計	16,555,699円	
総 計			17,800,000円	総 計	16,943,483円	
支出のうち公費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	政見放送のための録画等			0円		
計			0円			
報告書受理年月日	令和元年8月13日			第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

37,378,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	舞立 昇治	所属党派	自由民主党	期 間	8月21日から 8月27日まで	第3回分
出納責任者 氏 名	須山 裕文					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)		人件費	708,000円	
				家屋費	29,410円	
				選挙事務所費	29,410円	
				集合会場費	0円	
				通信費	16,301円	
				交通費	0円	
				印刷費	0円	
				広告費	0円	
				文具費	0円	
				食糧費	0円	
				休泊費	0円	
				雑費	24,005円	
その他の寄附	件		0円			
その他の収入			0円			
今回計			0円	今回計	777,716円	
前回計			17,800,000円	前回計	16,943,483円	
総 計			17,800,000円	総 計	17,721,199円	
支出のうち公費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	政見放送のための録画等			0円		
計			0円			
報告書受理年月日	令和元年8月27日		第3回報告分			

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第8号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

- (1) 選挙分会長 米子市八幡224-4 相見 慎
(2) 選挙分会長の職務代理者 鳥取市岩倉477-3 森田 厚史

2 参議院比例代表選出議員選挙

- (1) 選挙分会長 米子市八幡224-4 相見 慎
(2) 選挙分会長の職務代理者 鳥取市岩倉477-3 森田 厚史

鳥取県選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁



鳥取県選挙管理委員会告示第10号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(参议院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">候補者氏名</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>第二十五回 参议院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>鳥 取 県 選挙管理 委員会印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">候補者氏名</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>第二十五回 参议院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>鳥 取 県 選挙管理 委員会印</p> </div>
<p>○ 注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 	<p style="text-align: right;">点字投票</p> <p>○ 注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン センキョク」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第39条の別表第1による。

(参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>候補者氏名又は 政党その他の政治 団体の名称若 しくは略称</small> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>参議院 第二十五回 比例代表選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; min-height: 150px;"> <!-- Voting area --> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p> </div> <p>○ 注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>候補者氏名又は 政党その他の政治 団体の名称若 しくは略称</small> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>参議院 第二十五回 比例代表選出議員選挙投票</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; min-height: 150px;"> <!-- Voting area --> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p> </div> <p style="text-align: right;">点字投票</p> <p>○ 注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。
---	--

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 点字の表示内容は、「サンギイン ヒレイ ダイヒョー」とする。
- 4 点字の表記については、公職選挙法施行令第39条の別表第1による。

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会告示第12号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

- (1) 日 時 令和元年7月5日 午後5時10分
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

2 参議院比例代表選出議員選挙

- (1) 日 時 令和元年7月5日 午後5時30分
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日 時 令和元年7月4日 午後6時
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

令和元年7月4日 木曜日

鳥 取 県 公 報

号外第22号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和元年7月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,519
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,595
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,992
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,485
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,224
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,275
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,627
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,333
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,948
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,688
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,862
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,211

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和元年7月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

1 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会

(1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

(2) 日 時 令和元年7月23日 午後2時

2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

(1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

(2) 日 時 令和元年7月23日 午後2時30分

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和元年7月4日

参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙長 相 見 慎

届出番号	届出年月日	届出の別	(ふりがな) 候補者氏名	本籍	住 所	生年月日	党派	職業
1	令和元年 7月4日	本人 届出	まいたち しょうじ 昇治	鳥取県	鳥取県米子市西福原八丁目 12-64	昭和50年 8月13日	自由民 主党	参議院議員
				一のウェブサイト等のアドレス				
				http://www.maitachi.com				
2	〃	〃	なかばやし 中林 よし子	島根県	島根県松江市東津田町2242 -14	昭和20年 12月2日	無所属	団体役員
				https://www.nakabayashiyoshiko.com/				
3	〃	〃	くろせ のぶあき 黒瀬 信明	大阪府	大阪府大阪市東淀川区井高 野三丁目11-21-203	昭和59年 8月7日	NHK から国 民を守 る党	会社員
				http://www.nhkkara.jp				

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立
会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25
年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和元年7月16日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 相 見 慎

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和元年7月18日 午後5時30分